三木市農業委員会委員の候補者及び三木市農地利用最適化推進委員の候補者推薦・募集要項

1　推薦または募集の対象

(1)　農業委員会委員の候補者

(2)　農地利用最適化推進委員の候補者

2　推薦または募集期間

令和8年11月2日（月曜日）から令和8年12月11日（金曜日）まで

3　推薦または応募の資格要件

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、以下の欠格事項に該当しない方。

(1)　法令上兼職が禁止されている職についていない方

(2)　暴力団または暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有していない方

(3)　破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者でない方

(4)　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者でない方

4　推薦または応募の方法

別添の推薦書または応募申込書に所要事項を記入の上、署名押印し開庁日の午前9時から午後4時30分の締切日までに市役所2階農業委員会事務局へ提出してください。郵送による提出もできますが、締切日に到着したものでないと受付しません。

Faxによる申込みも可能ですが、Fax後1週間以内に原本の提出を要します。

5　候補者の確定

推薦若しくは応募による候補者の総数が9に掲げる定数を超えた場合または農業委員会が必要と認めた場合は、選考委員会を設けて候補者を選考します。なお、期日を定めて面接を実施する場合があります。

6　結果通知

結果通知は、令和9年1月下旬以降に本人並びに推薦者宛に郵送する予定です。

7　個人情報の取り扱い

推薦または応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

8．情報の公表

推薦者、被推薦者及び応募者に関して、募集期間の中間と期間の終了後に、三木市のホームページで、提出された書類に基づき以下の内容を公表します。

①推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
②推薦者（法人又は団体）の名称、代表者又は管理人の氏名、目的、構成員数、構成員の資格又は要件等
③被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
④認定農業者等であるか否かの別
⑤推薦又は応募の理由
⑥推薦者が被推薦者を三木市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が三木市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別

9　定数と農地利用最適化推進委員の担当地区の募集人数

(1)　農業委員　　12 人

(2)　農地利用最適化推進委員　16 人（別表）

（別　表）

地区名	地区の詳細	募集人数
三 木 ・ 久留美	別所町、志染町、細川町、口吉川町、吉川町以外の地域	2 人
別所	別所町	2 人
志染	志染町	2 人
細川	細川町	2 人
口吉川	口吉川町	2 人
東吉川	吉川町のうち旧奥吉川村	2 人
中吉川	吉川町のうち旧中吉川村	2 人
上吉川	吉川町のうち旧北谷村	2 人

10　任期

(1)　農業委員　任命の日（令和 9 年 5 月 1 日から 3 年）

(2)　農地利用最適化推進委員　　委嘱の日から農業委員会委員の任期満了まで

11　職務

(1)　農業委員

農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法に基づく農業委員会の権限に属ずる事項についての審議のほか、農地利用の集積、集約化、耕作放棄の防止・解消などの農地利用の最適化に関する事項についての審議等が主な職務になります。

会議は、毎月 1 回程度で必要に応じて研修会等にも出席していただきます。

(2)　農地利用最適化推進委員

担当地区における担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消、新規参入の支援などが主な職務です。

会議は、毎月 1 回程度で必要に応じて研修会等にも出席していただきます。

12　身分及び報酬

いずれも三木市の特別職の非常勤職員

報酬　農業委員　　月額　38,000 円

農地利用最適化推進委員　月額　38,000 円

13　お問い合わせ

〒673-0492　三木市上の丸町 10 番 30 号

三木市農業委員会事務局

電話　0794　82-2000　内線　2200

Fax　0794　82-9613

https://www.city.miki.lg.jp/